

## 情報ファイル NO.185

平成 29 年 12 月 11 日

インターネットの広告を見て、買い取り業者に宅配便で着物を送付した。査定額での買取りを了承したが、約束の期日になっても入金がない...。

## 相談内容

【相談者 50代 女性】

インターネットで調べた県外の買い取り業者に着物の査定を申し込み、送られてきたダン

ボール箱に着物を詰めて送った。数日後、「査定額は3,000円」という連絡がきて、売却に

同意するメールを送信したが、約束の期日になっても入金がない。連絡しようとしても、電話

がつながらない。どうしたらよいか。

## 対処方法

消費者が売りたいもの(本、衣類、ゲーム機など)を梱包して宅配便で事業者に送付して査定、買い取りをしてもらう、いわゆる「宅配買い取りサービス」に関する相談が寄せられています。

品物を梱包して送付するだけという手軽さの反面、「目安の買い取り価格と査定額がかけ離れている」「品物を紛失・汚損された」「問い合わせても返事がない」など、非対面取引特有のトラブルが発生しています。

- ・相談者には、当該業者に早急な対応を求める書面を発信するとともに、対応がなされない場合は、管轄の警察署に相談するよう助言しました。
- ・「宅配買い取りサービス」を行う業者は、古物営業法の規制は受けますが、特定商取引 法の対象ではなく、クーリング・オフの適用はありません。
- ・不用品の処分には便利な取引方法ですが、思い入れの強いものや、自分が売りたい価格が決まっているものは不向きです。
- ・利用する前に、事業者の詳細や取引条件をよ〈チェックしましょう。特に、査定価格に納得がいかない場合の返送手続きについても、事前に確認しましょう。
- ・一見高額で買い取られると思わせる表示があっても、条件を細かく確認しましょう。
- ・送付する品物のリストを作る、状態を写真に撮っておくなど、記録を残しておきましょう。
- ・万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や、県消費生活センターにご相談〈ださい。 (消費者ホットライン「188(いやや)」へ)

発行: 〈らしの安心ネットとやま (事務局:富山県消費生活センター )

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076-433-3252 (消費者金融·多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890

